

氏名 三河 雅弘

学位（専攻分野） 博士（文学）

学位記番号 総研大 1269 号

学位授与の日付 平成 21 年 9 月 30 日

学位授与の要件 文化科学研究科 日本歴史研究専攻  
学位規則第 6 条第 1 項該当

学位論文題目 古代国家成立期の土地把握と図の機能

論文審査委員 主査 教授 井原 今朝男  
教授 仁藤 敦史  
教授 加藤 友康(東京大学)  
教授 伊藤 寿和(日本女子大学)  
教授 青山 宏夫

## 論文内容の要旨

これまで古代国家の土地支配については、古代国家が天平15年（743）の墾田永年私財法をはじめとした諸政策を実施することで、8世紀中頃以降に本格的な土地支配を展開していったことが示されている。しかし、そうした古代国家による土地支配がどのような内実であり、またどのような過程を経て実行されたかについては、必ずしも明らかになっていない。

本論文は、この問題を明らかにするために、古代国家の成立期である8世紀初頭から中頃にかけての土地把握、すなわち土地の種類、所在、面積、所有および占有状況などの確認方法やその展開について検討を行った。古代国家の土地把握については、地表面上に確認できた1町方格（約109m四方）の土地割いわゆる条里地割が、7世紀中頃から8世紀中頃には全面的に施工されていたと想定し、それらを基軸に検討してきた。しかし、近年の発掘調査の成果によって、条里地割の多くが10世紀から12世紀前後あるいはそれ以後に施工されたとの知見がもたらされ、条里地割を基軸とする土地把握の理解については再検討する必要がある。

そこで本論文は、土地把握の新たな基軸として、古代国家が校班田に際して現地に設定した測量の基準枠であり、かつ所在確認の座標軸でもある1町の方格網の存在を提示した。そして、1町の方格網にもとづく校班田作業の実態や、その作業結果を記載した班田図をもとにした土地把握体制の存在を明らかにし、その確立過程を検討することで、8世紀初頭から中頃の古代国家による土地把握の展開を論じた。

第1章では、天平宝字3年（759）と天平神護2年（766）作成の東大寺領越前国足羽郡糞置村開田地図の現地比定を通じて、図と現地との対応関係を検討した。班田図自体は現存していないが、班田図記載の方格線と同じ性格である方格線を記載した、糞置村図をはじめとした古代莊園図と現地との対応関係を明らかにすることで、8世紀中頃の古代国家による土地把握方法の具体像を示した。本章は、絵画的な山の表現と文字表現および方格線との関係をもとに図の現地比定を行い、図記載の山の表現が方格線と対応し、現地における1町の方格網の設定状況を示していたことを明らかにした。注目すべきは、天平神護2年作成図記載の山の表現と方格線が天平宝字3年図のそれに比べて厳密な対応関係を示していたことである。天平神護2年作成図は、年紀や署名順などから、同年の校田作業と密接に関係し、国司が主体となって作成した図であったと判断できる。同図における両者の関係は、8世紀中頃に古代国家が実施した校班田作業の実態や班田図の作成過程そのものであったと考えられる。以上の検討から、古代国家が、校班田時に現地に1町の方格網を設定し、それらと現実の地物などとの対応関係を確認しながら調査を行い、調査結果を班田図に記載して田を把握していたことを明らかにした。

第2章では、班田図にはない田以外の地目の情報を詳細に記載する古代莊園図の機能を検討し、古代莊園図には田以外の地目がどのように表現されていたかを明らかにした。本章では、天平勝宝8歳（756）作成東大寺領摂津職島上郡水成瀬絵図の11世紀から12世紀の利用を分析し、その結果をふまえて、8世紀中頃の関連史料をあらためて

検討することで、図作成時の機能について考察した。

これまで古代荘園図は、班田図の機能と同じく、方格線や文字表現によって個別の地片を対象として田を把握することが中心的な機能とされてきた。しかし、検討の結果、水成瀬絵図は、田および田以外の地目を含む地を対象とし、方格線や文字表現と絵画的表現が一体となり、地の内容や面積、所在などを示す機能をはたしていたことが明らかになった。同図が対象とした地は、班田図が示す田とは異なる空間概念であり、史料上、田と明確に区別されていた。8世紀中頃作成の古代荘園図には、「地」の文字を記載した図が多く存在する。水成瀬絵図の機能は、「地」記載の古代荘園図全般にもあてはまる。

第3章では、野の占定や墾田畠の開発によって成立した阿波国名方郡東大寺荘園を主な事例として、8世紀中頃から9世紀中頃の古代国家による寺院荘園の認定手続きを検討し、古代国家による田および地の位置づけを検討した。本章の検討によって、古代国家が、校班田毎に作成・更新される班田図に、墾田畠に関する情報を直接記載し、それらを認定し把握していたことを明らかにした。東大寺に占定された野を含む地についても、班田図をもとに把握を行っていたことを明らかにした。古代国家は、班田図の記載対象内の地に関して、東大寺に、班田図を基図ないしその存在を前提として、地の範囲や面積などを記載した図や券文を作成・提出させ、図や券文に国印や国司の判行を加えて送り返すことによって認定していた。図や券文の控えを国衙に保管することで把握していた。8世紀中頃から9世紀中頃にかけて、東大寺の検注時などに、班田図を基図あるいはその存在を前提とした図や文書が作成・利用されていた。こうした古代国家による地の認定・把握は、国判や国印が加えられた図や券文の存在から、野の占定や墾田畠の開発によって成立した荘園以外の荘園でも行われていたと考えることができる。

第4章では、8世紀初頭から中頃までの古代国家による土地把握の展開を明らかにするために、班田図の整備時期や班田図と土地表記との関係に焦点をあてて、8世紀中頃の古代国家による土地把握体制の確立過程を検討した。当初古代国家が、田や地を区別せず、班田図をもとにした四至によって土地表示を行い、天平14年を契機として、条里呼称によって田を表示し、その一方で、引き続き四至によって地の表示を行っていったことを明らかにした。こうした土地把握体制を確立することで、古代国家が、成立当初である8世紀初頭における田の田主や面積のみの確認から、8世紀中頃までに、田や地の面積確認にくわえて所在、所有および占有主体の確認を含めた土地把握へ展開していったことを明らかにした。

本論文で明らかにした8世紀初頭から中頃にかけての古代国家による土地把握の実態やその展開は、成立期における古代国家の土地支配の内実を示していると考える。古代国家は、まずあらゆる地目すなわち地のなかから田を抽出し、それらの面積や田主の確認を行った。その後、段階的に田や地の所在確認を含めた土地把握を展開し、土地支配を深化していった。そして、こうした土地支配の深化のもとに8世紀中頃以降の土地政策は実施されていったと考える。

## 博士論文の審査結果の要旨

これまで条里制については、条里地割の全面的施行説や条里プラン説が提起される一方で、考古学的所見では全面的な施行は11世紀以降であったことが指摘され、なお統一的な学説が提起されていない学界状況にある。本論文は、土地の実検調査と収穫量把握のために校班田において一町の方格網が設定されたという独自の分析視角を提示し、班田図と古代荘園図の機能に注目して8世紀から9世紀の古代国家による土地把握のシステムを解明しようとしたものである。

序章では、これまでの条里制や条里地割の研究史の整理にとりくみ、8世紀初頭には「一町の方格網」が現地に設定され、周辺の山陵の景観をあわせみることで土地調査が実施され、校田図や班田図がつくられたとする独自の分析視角を提示して、本論の研究課題を設定する。

第一章では越前国糞置村開田地図をとりあげる。方格線と絵画表現に注目し、現地において一町の方格網が設定され、山陵線・山麓線をあわせみることによって土地の現地比定と調査が可能になったことを緻密な考察のもとに説得的な結論を提示する。

第二章では東大寺領水成瀬絵図をとりあげ勅書・文図・絵図・交替帳など文書目録とあわせ検討する。8世紀の班田図・文図は「田」のみを表示しているのに対して古代荘園図は国衙との相論の中で田および田以外の地目である「地」を表示し、寺領四至を示す機能をもつにいたったことを明らかにした。ここでは8世紀の班田図から11・12世紀の古代荘園図への展開過程とその機能の時代差について解明し、論理的で実証的な成果をあげている。

第三章は、阿波国名方郡の東大寺荘園図と文書群を検討し、現地比定と「圃」「畠」「地」「野」記載に注目して東大寺による寺領の開発状況を復元する。寺家は国司に申請するため絵図や券文を作成して国衙に提出した。寺家による地の開発と国衙への申請と認定というシステムを通じて、古代国家が土地把握を本格的におこなっていたとする。8世紀中頃以降古代国家による土地支配が深化したとする学説を新しい視点から補強することに成功している。

第四章は、第三章までの考察を基礎として、8世紀初頭から中頃までの古代国家による土地把握の確立過程を論述する。班田図の整備時期と条里呼称の変化などの検討から、8世紀初頭の「田」の田主・面積のみの把握から、8世紀中頃には「田」や「地」の面積や四至による土地表記を行うようになった。国家が「地」の所在や占有主体の確認を含めた土地把握を行うにいたったと結論する。

このように本論文は、班田図や古代荘園図にみえる方格線の坪表記について、これまで条里地割の施行説やこれを条里プランとする説を批判する。8世紀初頭には一町の方格網が現地につくられ、「田」の所在確認・位置を示す座標軸として機能するとともに、収穫量や面積などを測量するための基準枠としても機能したとする。「一町の方格網」という新しい概念を導入して古代国家による土地把握の実態と展開過程を論じた本論文は独創性ある研究成果といえる。8世紀の班田図から古代荘園図への展開過程を「田」から「地」

への空間概念の移行や占有主体の把握のちがいとして論じ、古代国家土地把握論として体系性と論理性を有するものと評価できる。歴史地理学上においても班田図と古代荘園図を地図史の中に位置づけることに成功し、文献史学・考古学の手法により、図や文献史料の丁寧な分析をおこなっており、方法論上も意欲的発展的なものになっている。第一章から第三章はすでに査読つき学術雑誌に掲載されており、実証的にも高く評価できる。

こうした独創的な論文であるだけに、今後なお精緻な部分で検討すべき課題についてもいくつか指摘された。

第一に、図と請文・文図・京職注進など文書群との相互関係の解釈や作成意図・背景については、説明が不十分な部分が残っており、別の解釈の余地も指摘された。

第二に、座標軸としての一町の方格網の概念についても、具体的な整備時期の確定や収穫量把握との具体的関係について、論証すべき諸問題が残されているとの指摘もなされた。

第三に、天平14年班田図の画期性を強調する一方で、それ以前の班田図が里を単位としていたとする点については、論旨のズレと小字地名段階と数詞的段階との質的差違を論じる必要があるという問題点が指摘された。

第四に、「地」が「田」のほかに家・蔵・野・未墾地などを含んだ四至によって囲まれた空間とする重要な指摘についても、古代社会一般の地目なのか、8世紀段階の土地表記の「地」なのか、国家による地目認定の荘・所・屋地・野地などとの関係についてはさらに細部をつめる議論が必要であることが指摘された。

これらの諸点については、本論文を充実させるための指摘であって、本論文が班田図・古代荘園図や文献史料を綿密に分析・考証し、研究史上の課題を前進させていることはあきらかである。審査員一同は本論文の学術的価値は高く、博士の学位授与に十分値するものであると評価した。